

市人第 388 号
令和 6 年 8 月 5 日



関係機関の長 各位

横浜市市民局人権課長
佐々井 正泰

横浜市犯罪被害者相談室による支援制度の周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市人権施策の推進に御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、横浜市では、「横浜市犯罪被害者相談室」において、犯罪被害等に遭われた市民とその御家族等への相談支援を行っておりますが、このたび、支援制度に関するリーフレットを改訂いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、貴機関内でのリーフレットの配架など、周知に御協力くださるようお願い申し上げます。

- 1 送付印刷物
リーフレット 10 枚
- 2 リーフレットの配布期限
送付リーフレットの配布終了まで
- 3 その他
併せて、貴機関職員への周知をお願いします。

担当：横浜市市民局人権課 犯罪被害者等支援事業担当
大久保・飯牟禮・柳
電話 671-2718 FAX 681-5453
E-mail sh-jinken@city.yokohama.jp